

○和歌山市母子家庭、寡婦及び父子家庭生活支援員派遣に関する条例

平成12年3月27日

条例第46号

(目的)

第1条 この条例は、母子家庭、寡婦又は父子家庭で疾病等により一時的に支援を必要とするもの及び母子家庭又は父子家庭となって間がなく、いまだ生活が安定しない世帯に生活支援員を派遣し、必要な支援を行わせ、もって母子家庭、寡婦及び父子家庭の福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 母子家庭の母 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子であって現に児童を扶養しているもの
- (2) 父子家庭の父 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男子であって現に児童を扶養しているもの
- (3) 児童 20歳に満たない者
- (4) 寡婦 配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として民法（明治29年法律第89号）第877条の規定により児童を扶養していたことのあるもの
- (5) 生計中心者 世帯を事実上主宰し、当該世帯の生計維持の中心となる者として市長が認めるもの

(事業の実施)

第3条 市長は、市内に住所を有する次の各号のいずれかに該当する世帯に生活支援員を派遣する。

- (1) 技術習得のための就学、就職活動その他の市長が自立のために必要と認める事由により一時的な支援を必要とする母子家庭の母、寡婦又は父子家庭の父が属する世帯
- (2) 疾病、出産、介護、事故、災害、冠婚葬祭、出張、公的行事等への参加その他の市長がやむを得ないと認める事由が生じたため、一時的な支援を必要とする母子家庭の母、寡婦又は父子家庭の父が属する世帯
- (3) 母子家庭の母又は父子家庭の父となって6月（市長が特に必要と認める場合にあっては、当該必要と認める期間）以内の者が属する世帯

2 生活支援員は、次に掲げる支援のうち市長が必要と認めるものを行う。

- (1) 乳幼児の保育
- (2) 食事の世話
- (3) 入浴、排せつ等の介護（前2号に掲げる支援を除く。）
- (4) 洗濯、住居の掃除等の家事（前2号に掲げる支援を除く。）

- (5) 身の回りの世話
- (6) 生活必需品等の買い物
- (7) 医療機関等との連絡
- (8) その他必要な用務

(派遣期間)

第4条 生活支援員の派遣期間は、前条第1項第1号又は第2号に規定する世帯にあつては10日以内とし、同項第3号に規定する世帯にあつては6月以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、同項に規定する生活支援員の派遣期間を延長することができる。

(費用の徴収)

第5条 市長は、生活支援員の派遣を受けた世帯の生計中心者から別表に掲げる額の費用を徴収する。

2 前項の費用は、生活支援員の派遣を受けた月分をその翌月の末日までに納付しなければならない。

(規則への委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月28日）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月24日）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成20年7月1日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の和歌山市母子家庭、寡婦及び父子家庭生活支援員派遣に関する条例別表の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成26年6月27日）

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

別表（第5条関係）

階層区分	生活支援員の派遣を受ける世帯の階層区分	1時間を単位とする支援に係る費用額
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）、中国残留	0円

	邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯及び当該年度分の市町村民税非課税世帯	
B	世帯の生計中心者の前年（1月から7月までの間に生活支援員の支援を受けた場合にあっては、前々年）の所得が児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第2条の4第2項に定める額未満の世帯	153円
C	A階層及びB階層を除く世帯	306円
備考 当該年度分の市町村民税の課税関係が判明するまでの期間にあっては、「当該年度分の市町村民税」とあるのは、「前年度分の市町村民税」と読み替えるものとする。		